



MHAM USハイールドファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／債券

第113期分配金に関するお知らせ

平素は、「MHAM USハイールドファンド（毎月決算型）」（以下、「当ファンド」という場合があります。）をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、当ファンドは2018年11月7日に第113期決算を迎え、分配金（1万口当たり、税引前）を65円（第112期：100円）といたしましたのでご報告申し上げます。

なお、分配金引き下げの主な要因は次のとおりです。

1 当ファンドの運用状況は、保有債券の利金収入がプラス要因になったものの、分配金の支払いを主因に、基準価額が大きく下落したため。

※くわしくは、P.2 運用状況のコメントおよび【過去1年の基準価額の変動要因分解】をご参照ください。

2 分配可能額が減少傾向にあるため

※くわしくは、P.4【分配金の計算過程】の⑤をご参照ください。

今後ともパフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引続きのお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

第113期
(2018年11月)

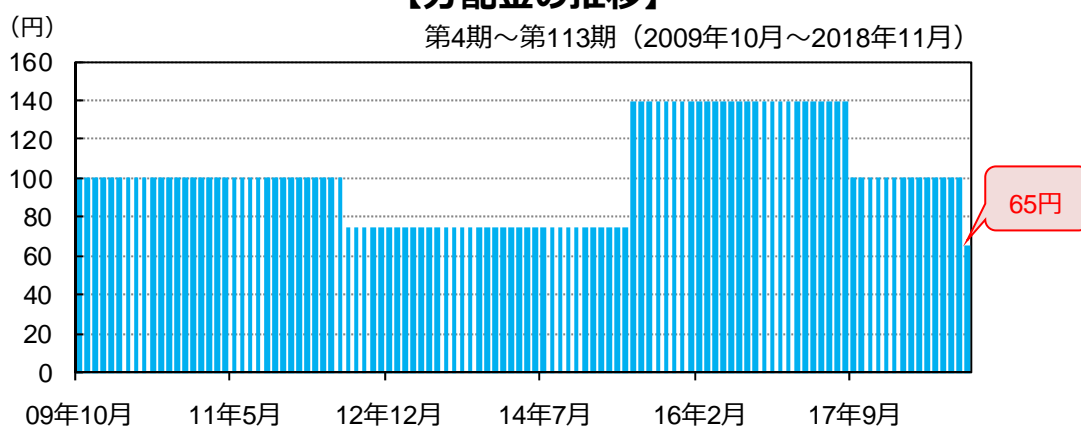
65円

前期比：-35円

基準価額（分配金落ち後）
7,977円

【分配金の推移】

第4期～第113期（2009年10月～2018年11月）



※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

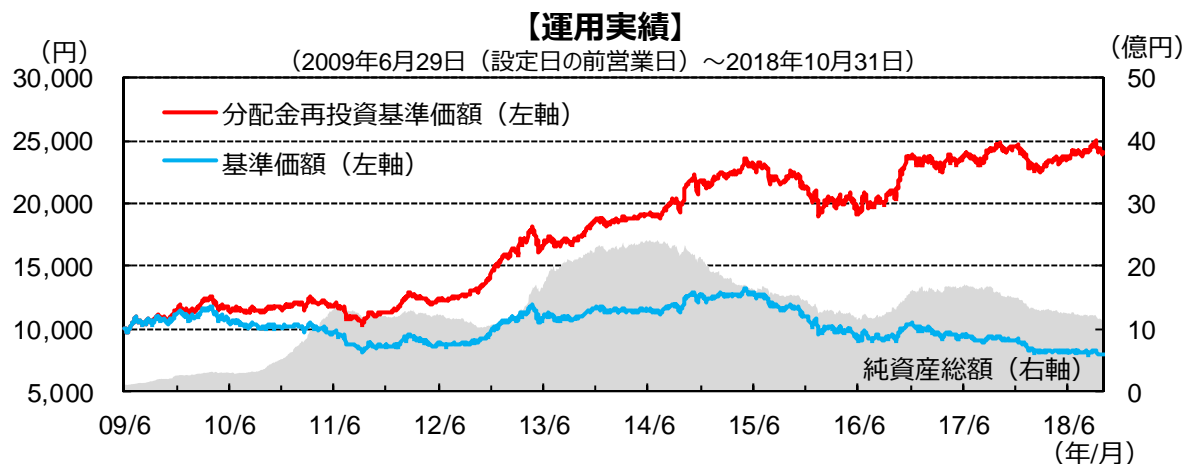
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の当資料の注意事項を必ずお読みください。

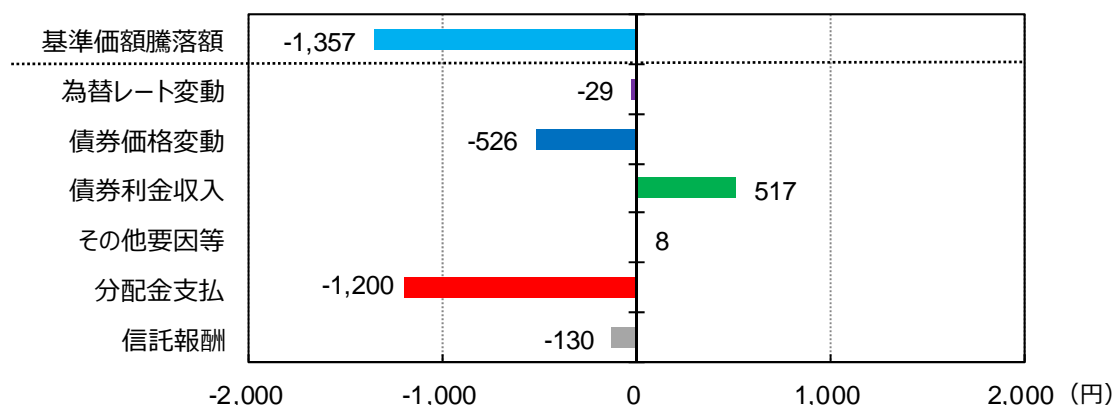
運用状況（2017年11月～2018年10月）

分配金再投資基準価額は、保有債券の利金収入がプラス要因になったものの、米国10年国債利回りが上昇したことなどを背景に保有債券の価格が下落したこと等から、過去1年間（2017年11月～2018年10月）で1.5%下落しました。また、分配金お支払い後の基準価額は過去1年間で1,357円下落しました。基準価額の下落は、当期間を通じて累計1,200円の分配金をお支払いしたことが主な要因です。



【過去1年の基準価額の変動要因分解】

(2017年11月～2018年10月)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記の基準価額の変動要因分解は、該当期間中の日々の為替レートや利金収入などをもとに、アセットマネジメントOneが算出した概算値であり、傾向を説明する為の参考値です。その他要因等は基準価額前月末比より、為替レート変動、債券価格変動、債券利金収入、信託報酬、分配金支払を引いて算出したものです。

※基準価額の変動要因は、四捨五入のため、各要因の合計額が基準価額騰落額と一致しない場合があります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

今後の運用方針について

米国の政治的要因や地政学リスクなどを背景に、株式市場が変動する可能性は意識しつつも、ファンダメンタルズについては、好調を維持していくものと考えています。中長期的には、相対的に高い利回りを求める投資家需要が一定程度見込まれ、米国ハイイールド債市場は底堅く推移すると予想します。

業種配分は、ヘルスケアセクターについて、病院部門における売上の改善や同セクター全体に対する見通しの改善などから魅力が増しつつあると考え、組入比率を高めにします。一方、通信セクターについては、価格競争の激化が企業の利益率の圧縮に繋がっていることなどを懸念し、組入比率を抑制します。

これらの環境を踏まえ、引き続き定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、的確な銘柄選択に努めることでリターンを追求して参ります。

※上記はロード・アベットの資料をもとにアセットマネジメントOneが作成したものであり、将来の市場環境等の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

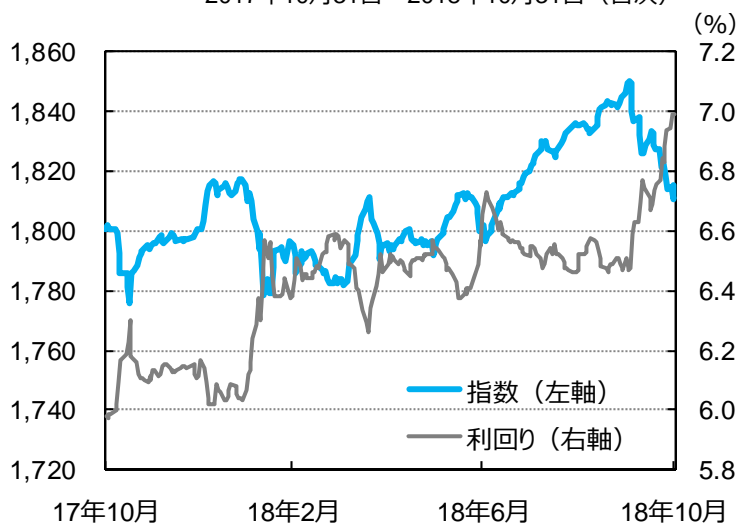
米国ハイールド債の投資環境について（2017年10月末～2018年10月末）

米国ハイールド債市場は上昇しました。

当該期間を通じて米国10年国債利回りが上昇（価格は下落）したことや、米政権運営を巡る不透明感や米中貿易摩擦への懸念などを背景にリスク回避の動きが強まったことなどが下落要因となった一方、米国ハイールド債券からの安定した利金収入がプラスに寄与しました。対国債スプレッドは、当該期間を通じてみると拡大しました。格付け別では、デュレーションが長いBB格がマイナスのリターンとなりましたが、B格、CCC格についてはプラスとなり、中でもCCC格の上昇が顕著となりました。業種別では、ヘルスケアや運輸セクターなどの上昇率が市場平均を上回った一方、自動車や銀行セクターなどが市場平均を下回りました。

【米国ハイールド債の値動きと利回り推移】

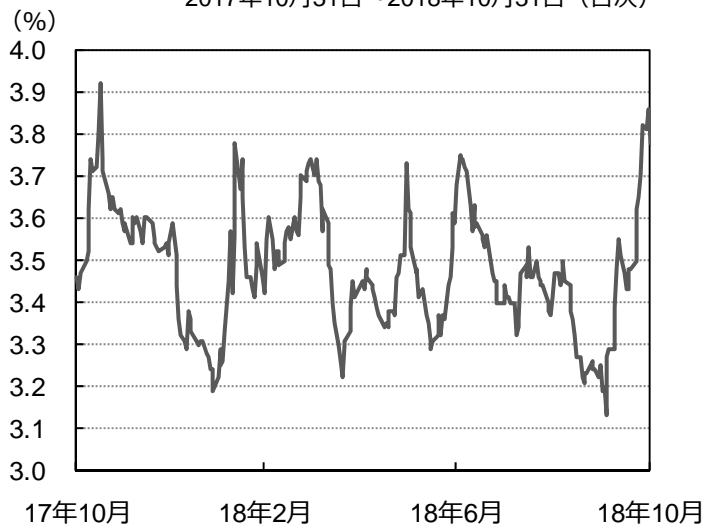
2017年10月31日～2018年10月31日（日次）



	指数	利回り
2017年10月31日	1,800.7	5.98%
2018年10月31日	1,815.6	6.99%
騰落率	0.8%	-

【米国ハイールド債の対米国国債スプレッド*の推移】

2017年10月31日～2018年10月31日（日次）



	対米国国債スプレッド	米国10年国債利回り
2017年10月31日	3.46%	2.38%
2018年10月31日	3.78%	3.14%

※米国ハイールド債はICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックスを使用。

*対米国国債スプレッドはOAS（オプション・アジャステッド・スプレッド）。繰上償還を考慮した米国国債との利回り格差のこと。

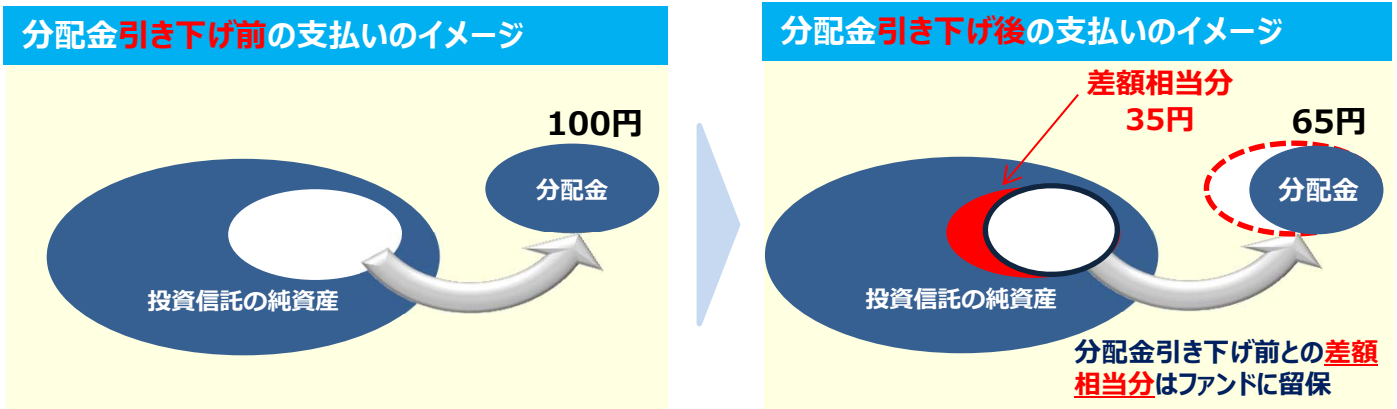
出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の市場動向を示唆・保証するものではありません。

Q1.なぜ、分配金を引き下げたのですか？

A1.当ファンドは、「原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、基準価額の水準および市場動向等を勘案して決定する」という方針にしたがい、毎決算時に分配金額を決定しています。これにより、当ファンドは分配金を引き下げることにいたしました。

当ファンドでは、投資対象資産（米ドル建てのハイイールド債）から得られる毎期の配当等収益（費用控除後）や有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）に加え、収益調整金や信託財産内に留保された分配準備積立金（下表①～④、以下同じ）を活用し、収益分配金をお支払いしてきました。しかしながら、分配金の支払いを主因に基準価額が低下傾向にあります。そのため、今後も安定した収益分配を継続的に行い、基準価額の下落を抑えて信託財産の成長を図るために、今般、分配金を引き下げることにさせて頂きました。なお、分配金引き下げ前との差額相当分は、信託財産内に留保いたします。



【分配金の計算過程（1万口当たり、単位：円）】

	第108期 (2018/6)	第109期 (2018/7)	第110期 (2018/8)	第111期 (2018/9)	第112期 (2018/10)	第113期 (2018/11)		
① 配当等収益（費用控除後）	40	33	42	33	41	30	当期収益から 分配に使用できる額	
② 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	-	-	-	-	-	0		+
③ 収益調整金	1,520	1,461	1,395	1,339	1,272	1,213		
④ 分配準備積立金	0	1	0	0	0	0	↓ 当期分配できる額	
⑤ 分配可能額（分配金支払い前） = ①+②+③+④	1,561	1,496	1,439	1,372	1,314	1,244		当期の収益分配金
⑥ 収益分配金額（税引前）	100	100	100	100	100	65		

※小数点以下を切捨てているため、①～④の各項目の合計と⑤分配可能額（分配金支払い前）が一致しない場合があります。

※上記の表において、有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）の数値が「-」となっているものについては、有価証券売買等損益がマイナスもしくはプラスであったが全額が繰越欠損金に充てられたため、分配金原資が発生しなかったことを表しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※第109期～第114期（2018/7～2018/12）における当ファンドの損益の状況（運用報告書）は、2019年2月頃に当社ホームページに掲載いたします。また、運用報告書（全体版）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

※当資料作成時点においては、当該作成期間に係る当ファンドの監査は終了していません。

①配当等収益（費用控除後）

投資信託が保有する信託財産からの利子や配当金を合計したものです。費用控除後の配当等収益は分配金の原資の一部となります。費用（信託報酬、監査費用等）は、配当等収益と有価証券売買益から按分控除されます。有価証券売買等損益がマイナスの場合は、配当等収益からのみ控除されます。

②有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）

追加型株式投資信託の場合、組み入れた有価証券を売却して得た損益（実現損益）に、期末の評価替えに伴う時価評価額と購入金額との差額（評価上の損益）を加えたものです。有価証券売買等損益には、売却による実現損益のほかに評価損益も含まれます。有価証券売買等損益がマイナスの場合は期末に繰越欠損金として計上され、プラスの場合は前期までの繰越欠損金を補填し、収益分配金支払い後、分配準備積立金に積み立てられます。

③収益調整金

追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

④分配準備積立金

①+②のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

⑤分配可能額

当期決算で収益分配金に充てることができる分配可能原資のことをいいます。

⑥収益分配金額

投資信託から直接還元される金額のことです。投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金の額は基準価額の水準、市況動向および分配可能原資等を勘案し、総合的な判断に基づいて委託会社が決定します。

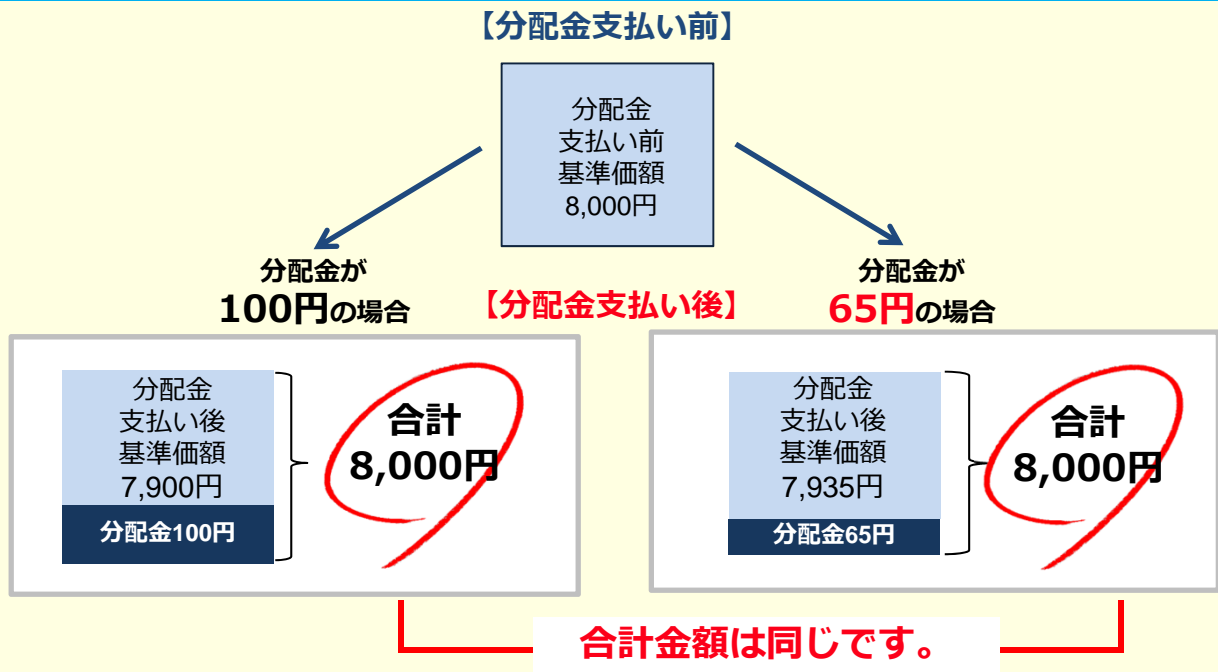
Q2.分配金額の変更は基準価額にどのような影響を与えますか？

A2. 分配金額の変更（今回の場合は35円の引き下げ）は、分配金支払後の基準価額が分配金引き下げ前と比較して35円相当分高くなります。下図のように、投資家のみなさまにとって経済価値が変わるものではありません。

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

例えば、分配金を100円から65円に引き下げた場合、引き下げられた35円相当分は、信託財産内に留保され、分配落ち後の基準価額に反映されるため、分配金が100円の場合に比べて分配金落ち後の基準価額が35円相当分高くなります。分配金と分配落ち後の基準価額の合計は、分配金の額にかかわらず分配落ち前の基準価額と同じになります。つまり、今回の分配金引き下げによって、投資者のみなさまにとって経済的価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係のイメージ



※分配金は、課税による影響は考慮していません。
 ※上記はイメージ図であり、将来における運用成果や収益分配を示唆・保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

Q3. 分配金額の多いファンドのほうが投資成果が良いのですか。

A3. 分配金額の多寡のみでファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

お客さまにとっての投資成果は、投資期間の基準価額の騰落額とその間に受け取った分配金の累計額の合計となります。ファンドが収益分配を行うと、分配金額相当額がファンドの純資産から減少し基準価額も下落します。このように、お客さまの投資成果を測るには、基準価額の騰落も考慮する必要があります。

つまり、分配金額の多寡のみでファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

トータルリターンのお考え方

投資信託を評価するときは、トータルリターンの観点から考えましょう。

2014年12月より、投資信託について「トータルリターン通知制度」がスタートしました。

トータルリターンとは、基準価額の値動きと分配金の双方を考慮し、ファンドの総合的な収益を表した数値です。お客さまが保有している当ファンドのトータルリターンは、販売会社から定期的にお知らせされる「トータルリターン通知」により、把握することができます。



トータルリターン（イメージ）



分配金だけではなく、基準価額の動向も注目し、総合的に損益状況を判断するのが重要です。

※上記はイメージ図であり、すべてを説明するものではありません。
 ※課税による影響は考慮していません。

■ ファンドの特色

主として米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイールド債」といいます。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

1. 米国の米国ドル建てのハイールド債を主要投資対象とします。

- ◆ 綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。
- ◆ 「LA米国ドル建てハイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。
- ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆ ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス（円ベース）※をベンチマークとします。

※「ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス（円ベース）」とは、ICE BofAML US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

ICE Data Indices, LLC（「ICE Data」）、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、アセットマネジメントOne（株）又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

2. マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

- ◆ 運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社（ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー）に委託します。

3. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

＜分配方針＞

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、基準価額の水準および市場動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

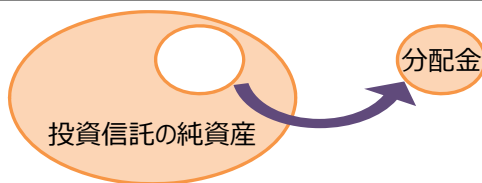
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市場動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

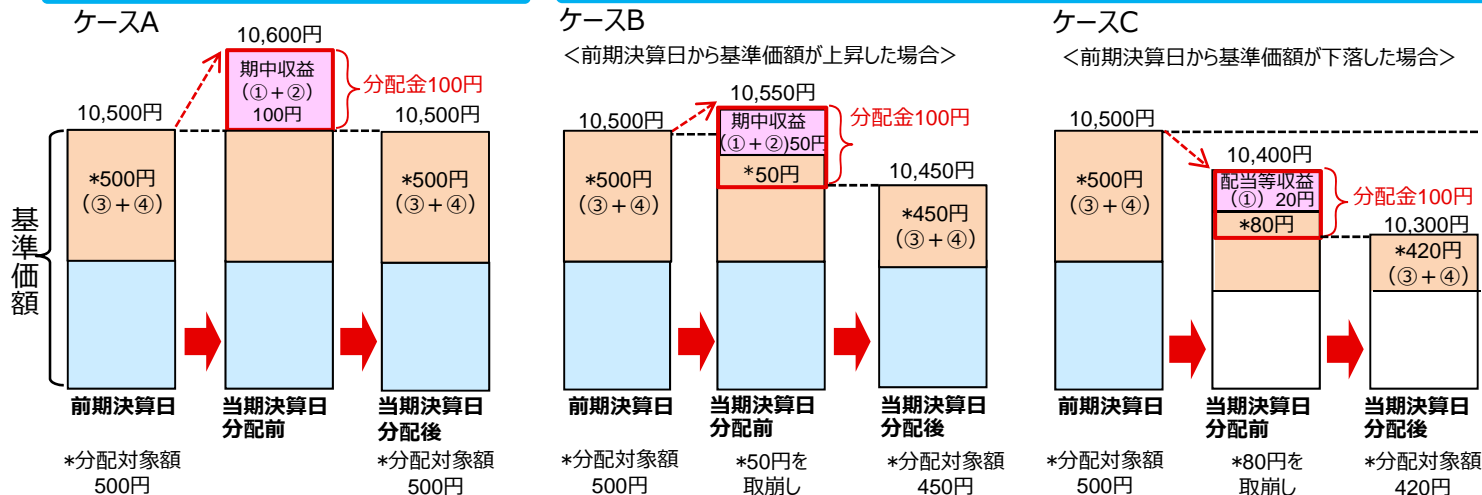
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

- ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
 ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
 ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

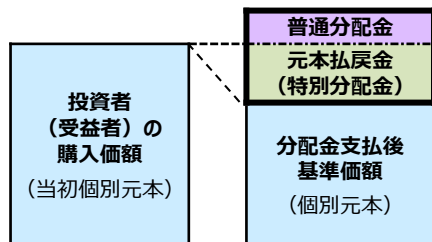
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

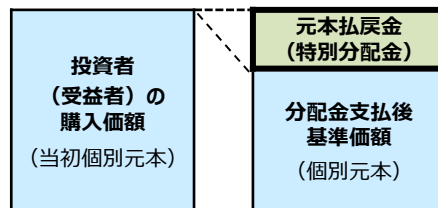
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

■ お申込みメモ ※ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円） ※「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなります。購入単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています）
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 および取消し	換金の請求金額が多額な場合の換金のお申込み、および取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金のお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2024年6月7日（2009年6月30日設定）
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金受取コース」原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金再投資コース」税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

■ お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご購入時																					
購入時手数料	購入価額に 3.24%（税抜3.0%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。																				
ご換金時																					
換金時手数料	ありません。																				
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。																				
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）																					
運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.512%（税抜1.4%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）</th> </tr> <tr> <th>販売会社毎の純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td> <td>年率0.80%</td> <td>年率0.55%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>年率0.60%</td> <td>年率0.75%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>主な役務</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（ロード・アベット社）に対する報酬（当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%）が含まれます。</p>	運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）				販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の部分	年率0.80%	年率0.55%	年率0.05%	500億円以上の部分	年率0.60%	年率0.75%	年率0.05%	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）																					
販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社																		
500億円未満の部分	年率0.80%	年率0.55%	年率0.05%																		
500億円以上の部分	年率0.60%	年率0.75%	年率0.05%																		
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																		
その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。																				

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

■ 委託会社その他関係法人の概要

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

■ 販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○		○		

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

※備考欄の「□」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

※お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。

■ 委託会社 アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

信託財産の運用指図等を行います。

■ 受託会社 みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

当資料の注意事項

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 - 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。